

船舶事故調査報告書

令和2年9月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月26日 07時35分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港 三重式見港式見防波堤灯台から真方位215°1,100m付近 （概位 北緯32°46.7′ 東経129°46.9′）
事故の概要	プレジャーボート飛龍 ^{ひりゅう} は、西北西進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。 飛龍は、船首部船底の擦過傷等を生じ、また、ミニボート（船名なし）は、右舷船首部外板の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 飛龍、5.9トン NS2-10637（漁船登録番号）、個人所有 12.45m(Lr)×2.63m×0.81m、FRP ディーゼル機関、316.27kW、平成6年11月17日 第292-39079号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 3.07m×1.37m×0.69m、アルミニウム ガソリン機関（船外機）、1.47kW
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月20日 免許証交付日 平成27年1月19日 （令和2年3月28日まで有効） B 操縦者B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年11月21日 平成30年11月24日をもって失効していた。
死傷者等	なし
損傷	A 船首部船底に擦過傷及び推進器翼に曲損

	B 右舷船首部外板に破損、左舷中央部に凹損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、親族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、令和元年5月26日07時30分ごろ長崎市小曇島南方沖の釣り場に向けて三重式見港の係留場所を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室右舷船尾側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、1.5海里レンジとしたレーダーを作動させ、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南西進した。</p> <p>船長Aは、釣り場に針路を向ける目的で緩やかに右回頭していたとき、右舷方に赤い旗を掲げたボート（以下「C船」という。）を認めたので、C船から距離を隔てるようC船の船尾方に針路を定め、自動操舵に切り替えて徐々に増速を始めた。</p> <p>A船は、間もなく約18knの速力となり、船首が浮上して船首方に死角が生じた状況下、船長Aが右舷船首方のC船を気にしながら西北西進中、07時35分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、機関を中立運転として後方を振り返った際、B船を初認して衝突したことを知り、同乗者から船尾方の海上に操縦者Bがいる旨を告げられ、操縦者Bを救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、B船をえい航して、A船の係留場所に戻った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、06時20分ごろ三重式見港の船溜まりを出発した。</p> <p>B船は、06時40分ごろ三重式見港内の釣り場に到着し、操縦者Bが、船外機を停止して船首部から約1.5kgの錨を海中に投下し、船首部に縦約30cm、横約50cmの赤い旗を海面上の高さ約2mに掲げて釣りを始めた。</p> <p>操縦者Bは、B船の船首が北東方を向いていたとき、左舷船尾で仕掛けを作りながら周囲を見渡し、左舷方にB船と同じように赤い旗を掲げたC船など数隻の釣り船と右舷方にB船に向かって航行してくるA船をそれぞれ認め、いずれA船がB船を避けて行くと思い、釣りを続けた。</p> <p>B船は、操縦者Bが、A船が更に接近していることに気付き、そばにあった笛を2度吹いたが、A船がそのまま接近するので、右舷船尾方に飛び込んだ直後、右舷船首部にA船の船首部が衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）</p>
その他の事項	A船は、約18knの速力で航行すると、船長Aが操縦席に腰を掛

	<p>けた位置から正船首左舷約11°から右舷約7°までの範囲に船首浮上による死角が生じていたが、操縦席から立ち上がると死角が解消された。</p> <p>船長Aは、船首に死角が生じたときは時々立ち上がって前路を見たり、船首を左右に振るなど死角を補う見張りを行っていたが、本事故時は、右舷船首方のC船が気になり、死角を補う見張りを行っていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、西北西進中にレーダー画面を見たが、B船の映像が小さかったので気付かなかったものと本事故後に思った。</p> <p>B船の長さ（登録長相当）は、約2.76mであった。</p> <p>操縦者Bは、A船がB船に船首を向けて航行していることを認めたとき、これまでもB船に接近する他船が錨泊中のB船を避けていたので、いずれA船がB船を避けて行くものと思った。</p> <p>操縦者Bは、膨脹式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、三重式見港において西北西進中、船長Aが、右舷船首方にいたC船に意識を向け、船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操縦席から立ち上がるなどして船首方に生じた死角を補う見張りを行わなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、三重式見港において錨泊中、操縦者Bが、A船がB船に向かって接近するのを認めた際、これまでも接近する他船が錨泊中のB船を避けていたので、いずれA船がB船を避航するものと思い錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、三重式見港において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、右舷船首方にいたC船に意識を向け、船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、操縦者Bが、いずれA船がB船を避航するものと思い錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じている場合は、操縦席から立ち上がったたり、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 錨泊中に自船に接近する他船を認めた場合、いずれ他船が自船を避航するものと思い込まず、動静を監視し、余裕のある時期に注

	意喚起を行い、必要に応じて機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

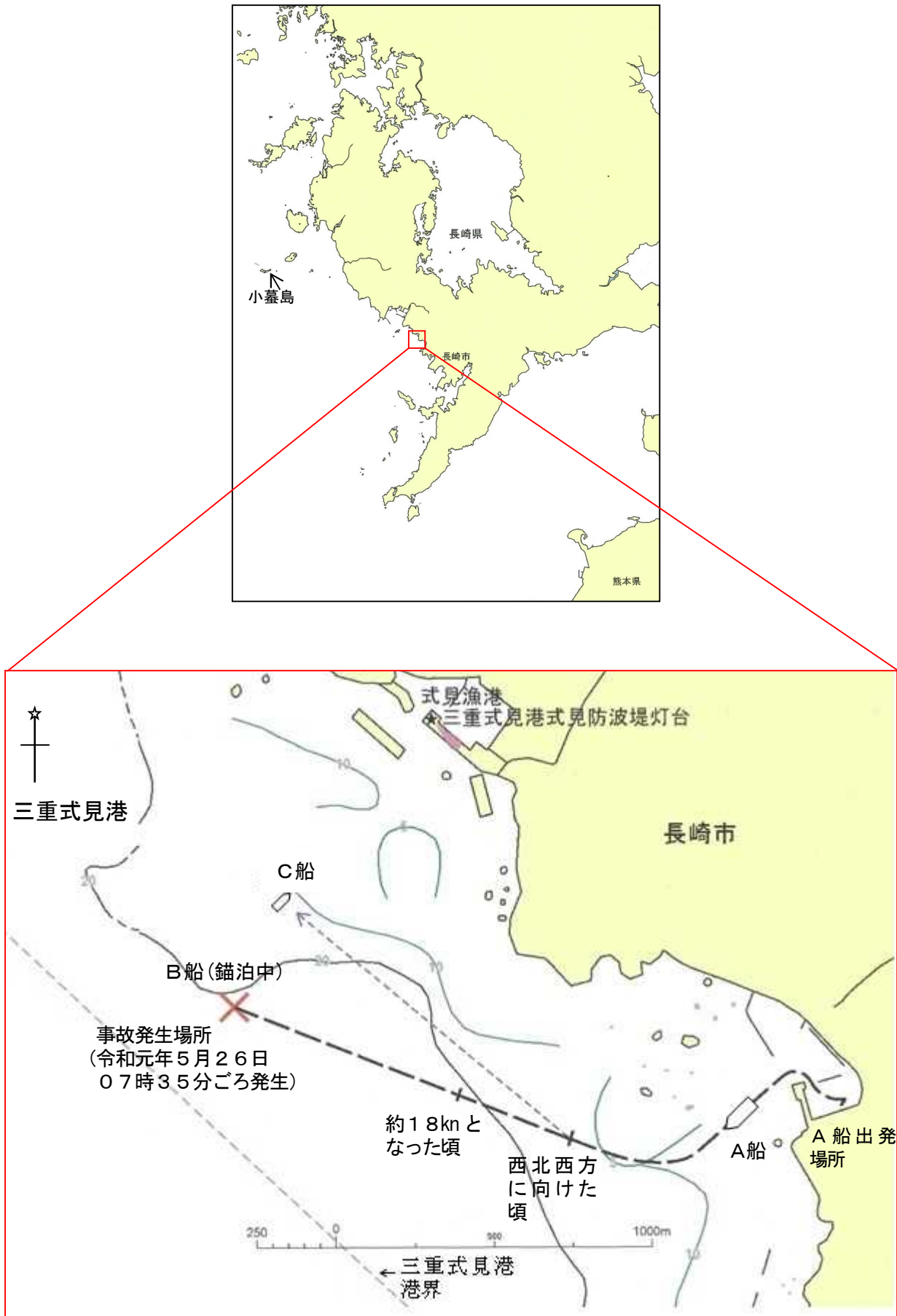


写真1 A船



写真2 B船

